# 平成28年度 評価手法チェックリスト

### [平成28年8月18日追記後 第二版]

### ≪目次≫

チェックリストの見方	 1
1 全分野共通チェックリスト	 3
2 分野別チェックリスト	 8
(参考)用語の定義について	 13

本チェックリストは、「福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第12号」に規定する「機構の定める評価手法」を評価機関が順守し、適切な評価の実施を 行うために作成されたものです。

### 【チェックリストの見方①全分野共通チェックリスト版】

1 :	全分野井	共通チェッ	ックリスト	】「評価手法」にあたる事項です	- o		
STE	P No.	チェック	チェック事項	h	根拠通知	補。	足
1 評価チ-	1		ー貫して一件の評価に関わる3人以上の評価者で、評価・  * ただし、小規模な事業形が多いと想定されるサービスの評価  確認したらチェック を入れます。		·21財情報 第1034号3 (3) (·21財情報 第1035号) (·27財情報 第1655号)	○小規模な事業所が多いと想定さ 655号「平成28年度東京都福祉 について(通知)」別表2のとおり。 ○「利用者調査とサービス項目を は、27財情報第1655号「平成28 者評価の評価手法について(通知	サービス第三者評価の評価手法中心とした評価」の対象サービス8年度東京都福祉サービス第三
- ムの決定とスケ	2		評価チームは「福祉(福祉サービス分野)を担当する評価する評価者」を組み合わせて構成しているか。 * ただし、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」につな組み合わせで評価を実施してもよい。		第1034号3 (4)	○「利用者調査とサービス項目を は、27財情報第1655号「平成28 者評価の評価手法について(通知	₹ ナエック事項の補足情
ジューロ	3		補助者の支援を受ける場合、第三者評価の趣旨及び守利いるか。	3義務の遵守を、補助者に対して徹底して	21財情報第 1034号3 (5)		
ソング	4		ー件の評価について、年度内(毎年4月1日から3月31E フィードバックまでを実施しているか。	までの期間)に、利用者調査の実施から	21財情報第 1034号3 (1)		
4	本的な源	流れ」に指	ドブックの「Ⅲ 評価実施の具 P対応について判 弱載されているSTEPごとに 類しています。	で定める評価手法を遵守できなくなった場断を仰いでいるか。	21財情 1034 「評価手法 の文書番号	」の根拠となる通知	

#### 【通知類内訳】

- 21財情報第1034号・・・福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第12号に規定する「機構の定める評価手法及び共通評価項目」の策定について(通知)」
- 21財情報第1035号・・・東京都福祉サービス第三者評価における利用者調査とサービス項目を中心とした評価の実施について(通知)
- 27財情報第1655号・・・平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)
- 27財情報第1656号・・・平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の共通評価項目について(通知)

#### 【チェックリストの見方②分野別チェックリスト版】

#### 2 分野別チェックリスト

3	分野	No.	チェック	サービス種別		チェック事項	根拠通知	補足
		1		右欄の「チェック를 れるサービス種別	りです。	「少なくとも六ヶ月の期間を設け、その期間内の利用 。 る場合は、二百名を任意抽出して対象としているか。	27財情報第 1655号4	
		2		確認したらチェック を入れます。	利用者調査の対象を るか。 また、二百名を超え	ビ <sup>給付管理</sup> 「評価手法」にあたる事項です。 る場合は二 <del>日日では窓加田ので対象とのでいるか。</del>	27財情報第 1655号4	○サービスごとに定まっている「調査対象」につい
	高	3		居宅介護支援	利用者調査の対象を	「給付管理の対象となっている登録者全員」としてい	27財情報第 1655号4	ては、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について (通知)」別表5のとおり。
分	齢というでは、野ごと		ロエック事	<b>養小規模多機能型居宅介護</b>	利用者調査の対象を	단登録者全員」としているか。	27財情報第 1655号4	チェック事項の補足情報です。
項	を分類	領して	います。	スティスティ】 ス所生活介護【ショートスティ】	利用者調査の対象を 者全員(実数)」として	F「少なくともーヶ月の期間を設け、その期間内の利用 ているか。	27財情報第 1655号4	
		6				日者本人に対し「場面観察方式」、家族等に対し「共通 (アンケート方式)」を行っているか。		○あらかじめ場面観察方式を実施するサービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表5のとおり。

「評価手法」の根拠となる通知 の文書番号です。

#### 【通知類内訳】

- 27財情報第1655号・・・平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)
- 27財情報第1656号・・・平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の共通評価項目について(通知)
- 27財情報第1544号・・・東京都福祉サービス第三者評価における多機能型事業所及び障害者支援施設の評価実施における取扱いについて(通知)
- 26財情報第1595号・・・東京都福祉サービス第三者評価における障害児通所支援等の評価の実施について(通知)
- 26財情報第1596号・・・東京都福祉サービス第三者評価における障害児入所施設の評価の実施について(通知)
- 27財情報第1621号・・・東京都福祉サービス第三者評価における共同生活援助(グループホーム)の評価の実施について(通知)

### 1 全分野共通チェックリスト

STEP	No.	チェック	チェック事項	根拠通知	補足
1 評価チー	1		一貫して一件の評価に関わる3人以上の評価者で、評価チームを構成しているか。  * ただし、小規模な事業所が多いと想定されるサービスの評価においては、特例として2人以上でもよいとしている。  * ただし、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」においては、2人以上の評価者でよいとしている。	·21財情報 第1034号3 (3) (·21財情 報第1035 号) (·27財情 報第1655 号)	○小規模な事業所が多いと想定されるサービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表2のとおり。 ○「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の対象サービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表1(2)のとおり。
- ムの決定とスケ	2		評価チームは「福祉(福祉サービス分野)を担当する評価者」、「経営(組織マネジメント分野)を担当する評価者」を組み合わせて構成しているか。 *ただし、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」については、この手法は適用されないため、自由な組み合わせで評価を実施してもよい。	•21財情報 第1034号3 (4) (•21財情 報第1035 号)	○「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の対象 サービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福 祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表1 (2)のとおり。
ケジューリ	3		補助者の支援を受ける場合、第三者評価の趣旨及び守秘義務の遵守を、補助者に対して徹底しているか。	21財情報 第1034号3 (5)	
ング	4		ー件の評価について、年度内(毎年4月1日から3月31日までの期間)に、利用者調査の 実施からフィードバックまでを実施しているか。	21財情報 第1034号3 (1)	
	5		やむを得ず21財情報第1034号通知及びその他の通知で定める評価手法を遵守できなくなった場合は、機構まで速やかに連絡し、今後の対応について判断を仰いでいるか。	21財情報 第1034号9 (1)	
2	6		評価の過程で収集する情報についての取扱いについて、以下の事項を事業者と取り交わす契約書に明記し、遵守しているか。 ① 収集する情報は評価実施に必要な最小限のものとし評価以外の目的に使用しないこと。 ② 個人情報が記載された書類は事業所外へ持ち出さないこと。 ③ 保存年限到達後は速やかに廃棄すること。	21財情報 第1034号8 (1)	
事前準備	7		評価について、「事前説明確認書」により、利用者調査実施前に事業者に説明をしているか。 また、確認の上、事前説明確認書に双方が記名捺印しているか。	・21財情報 第1034号3 (6) ・21財情報 第1036号	○「事前説明確認書」とは、21財情報第1036号「福祉サービス第三者評価に関する事前説明及び確認について(通知)」で定めている事項が、全て盛り込まれたものをいう。
	8		補助者の支援を受けることに対する事業者からの了承を得ることについて、責任を持って 行っているか。	21財情報 第1034号3 (5)	,

3

STEP	No.	チェック	チェック事項	根拠通知	補足
説3 開明 催会評 の価	9		評価の実施にあたって、事業者が利用者の同意を得たかどうか、確認を行っているか。	21財情報 第1034号8 (2)	
	10		事業者の自己評価に使うアンケート用紙には、今年度の共通評価項目が全て含まれているか。	·21財情報 第1034号1 (1) ·27財情報 第1656号	<ul><li>○共通評価項目は、27財情報第1656号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の共通評価項目について (通知)」で定めている。</li></ul>
4 事 業	11		「自己評価」は、経営層の合議と、全職員の個別回答により行っているか。	21財情報 第1034号5 (1)	
業者による	12		事業評価において、「非該当」を選択する場合は、事前に評価推進機構の了承を得ているか。	27財情報 第1656号2	
る自己評	13		職員個人用のアンケート用紙は、経営層を含む全職員を対象に配付しているか。	21以 情報 第1024号5	
評 価			*ただし、「経営層」と「それ以外の職員」とに分けることが困難な小規模の事業者では、全職員が経営層の自己評価に参加することで、職員個人の自己評価を省略することができる。	(1)	
	14		回答は、評価機関以外の者が見ることのない回収方法により回収しているか。 また、回答者が特定されないようにしているか。	21財情報 第1034号8 (3)	
	15		職員個人用のアンケート・経営層合議用のアンケート両方を、訪問調査前に実施しているか。	21財情報 第1034号5 (1)	
5	16		今年度の共通評価項目をすべて含んで利用者調査を行っているか。	·21財情報 第1034号1 (1) ·27財情報 第1656号	○共通評価項目は、27財情報第1656号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の共通評価項目について (通知)」で定めている。
利 用	17		  訪問系サービスの利用者調査は、必ずアンケート方式により実施しているか。 	27財情報 第1655号4	
者調査 -	18		通所系サービスの利用者調査は、基本的にはアンケート方式により調査を実施しているか。	27財情報	○評価を実施するサービスが「訪問系」「通所系」「入所系」 のどれにあたるかは、27財情報第1655号「平成28年度東
	10		また、聞き取り方式による調査は、利用者が施設等に滞在している時に限り実施しているか。	第1655号4	京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表5のとおり。
	19		入所系サービスの利用者調査は、事業者と評価機関で協議し、利用者一人ひとりの状況 に応じ、アンケート方式か聞き取り方式かを決定したうえで実施しているか。	27財情報 第1655号4	

## (共通版)

STEP	No.	チェック	チェック事項	根拠通知	補足
	20		入所系サービスにおいて、有効回答者数が3未満となった場合、場面観察方式を実施しているか。	27財情報 第1655号4	
	21		あらかじめ場面観察方式により実施することとなっているサービスでは、場面観察方式とあわせ、家族等に対するアンケート調査も実施しているか。	27財情報 第1655号4	○あらかじめ場面観察方式を実施するサービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表5のとおり。
5	22		調査対象が利用者の家族等または保護者等の場合は、必ずアンケート方式により実施しているか。	27財情報 第1655号4	○調査対象が家族等または保護者等のサービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表5のとおり。
利用者	23		全数調査を行っているか。あるいは、事業者と十分協議のうえ、可能な限り多くの利用者に調査を行っているか。	21財情報 第1034号4 (1)	
査	24		複数の評価者で実施しているか。 * ただし、特定のサービスの評価においては、特例として評価者1名を含む複数名で実施することができるものとしている。	21財情報 第1034号4 (3)	○評価者1名を含む複数名で実施が可能なサービスは、2 7財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三 者評価の評価手法について(通知)」別表2のとおり。
	25		回答は、評価機関以外の者が見ることのない回収方法により回収しているか。 また、回答者が特定されないようにしているか。	21財情報 第1034号8 (3)	
	26		利用者調査は訪問調査前に実施しているか。	21財情報 第1034号4 (4)	
6 事前分析	27		「自己評価」及び「利用者調査」の結果は、訪問調査前に分析し、事業者宛に送付しているか。	·21財情報 第1034号4 (4) ·21財情報 第1034号5 (1)	

## (共通版)

STEP	No.	チェック	チェック事項	根拠通知	補足
7	28		「福祉(福祉サービス分野)を担当する評価者」、「経営(組織マネジメント分野)を担当する評価者」各1名以上で実施しているか。 * ただし、「利用者調査とサービス項目中心の評価」においては、事業者が提供しているサービスの質等について評価できる体制を確保しなければならないとされており、評価者の担当分野は問わない。	21財情報 第1034号5 (2)	○評価者の担当分野を問わないサービスは、27財情報第 1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の 評価手法について(通知)」別表1(2)のとおり。
訪問調	29		利用者調査及び自己評価の集計・分析結果に関する説明を行っているか。	21財情報 第1034号5 (3)	
査	30		現地調査(支援現場の見学等)を行っているか。	21財情報 第1034号5 (3)	
	31		評価機関の事前分析結果に基づく経営層等へのヒアリング並びに標準項目の確認、その 他評価に関する必要な情報の収集・確認を行っているか。	21財情報 第1034号5 (3)	
	32		合議は、訪問調査を実施した評価者を含む3人以上で行っているか。 * ただし、小規模な事業所が多いと想定されるサービスの評価においては、特例として2人以上でもよいとしている。	21財情報 第1034号5 (4)	○小規模な事業所が多いと想定されるサービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表2のとおり。
8	33		評価者一人ひとりの分析結果に基づき、評価チームとしての意見や結果等について、調整を行っているか。	21財情報 第1034号1 (5)	
合議	34		合議により、評価項目ごとの評点、全体の評価講評、評価項目に対する講評、事業者が 特に力を入れている取り組み等の評価結果の決定をしているか。	21財情報 第1034号5 (4)	
	35		評価項目ごとの評点等について、機構が定めた基準により決定しているか。 *標準項目の実施を確認したと判断するためには、①事業者が当該事項を実施していること、②その実施が継続的(必要性を認識し、計画的)であること、③その根拠が示せること、以上3つをすべて満たした場合に限る。	21財情報 第1034号5 (4)	○評点基準等については、21財情報第1034号「福祉サービス第三者評価機関認証要綱2条12号に規定する「機構の定める評価手法及び共通評価項目」の策定について(通知)」別表のとおり。

## (共通版)

STEP	No.	チェック	チェック事項	根拠通知	補足
	36		評価結果報告書は、今年度の様式を使用しているか。	27財情報 第1656号	○平成28年度の評価結果報告書は、27財情報第1656号 「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法 について(通知)」別紙のとおり。
9	37		評価項目に関する講評等は、1つ以上3つ以内で記入しているか。	27財情報 第1655号3 (4)	
評価結果のま	西 結 果 38 [		全体の評価講評の「特に良いと思う点」「さらなる改善が望まれる点」は、3つずつ記入しているか。 * ただし、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」は、2つ以上3つ以下でもよいとしてい	27財情報 第1655号3 (4)	○「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の対象 サービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福 祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表1 (2)のとおり。
まとめ			<b>న్</b> .		(2) 00 0000
	39		「事業者が特に力を入れている取り組み」は、 ①いずれかの評価項目のねらいに合致した取り組みであること。 ②当該評価項目に属する標準項目の1つ以上を満たしていること。 ③創意工夫、独自性や先進性などの観点から、利用者の選択情報や他の事業者のサービスの質の向上のモデルとして評価できる取り組みであること。 以上3つをすべて満たしている場合に記入しているか。	27財情報 第1655号3 (4)	
1 7 0	40		評価結果及び結果分析により把握した課題を、速やかに事業者へ報告しているか。	21財情報 第1034号6 (1)	
ィードバック)事業者への報告	41		評価結果等について事業者に説明等を行い、評価機関と事業者で見解に相違のある点については、十分に話し合いを行っているか。	21財情報 第1034号6 (2)	
, ク も 告	42		評価結果報告書表紙の、報告書公表の同意·不同意欄に、事業者の記名·捺印を得ているか。	21財情報 第1034号6 (3)	
1 1 報告 への	43		評価結果報告書の公表に対する事業者の同意・不同意にかかわらず、評価結果報告書のデータ、原本、事前説明確認書を、フィードバックから30日以内に機構へ報告しているか。	21財情報 第1034号7 (1)	<ul><li>○評価結果等の公表に関する詳細については、「福祉サービス第三者評価公表要領」に定める。</li></ul>

<本チェックリストにおいて、障害分野の一部のサービス名称を以下のとおり言い換えています。>

- ・生活介護(主たる利用者が重症心身障害者)→生活介護(重心)
- ・児童発達支援センター(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)→児童発達支援センター(重心または肢体)
- ・医療型児童発達支援センター(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)→医療型児童発達支援センター(重心または肢体)
- ·児童発達支援事業(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)→児童発達支援事業(重心または肢体)
- ・放課後等デイサービス(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)→**放課後等デイサービス(重心または肢体)**
- ・障害児多機能型事業所(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)→**障害児多機能型事業所(重心または肢体)**
- ·福祉型障害児入所施設(旧知的障害児施設)→**福祉型障害児入所施設(旧知的)**
- ·福祉型障害児入所施設(旧第二種自閉症児施設)→**福祉型障害児入所施設(旧自閉)**
- ・福祉型障害児入所施設(旧ろうあ児施設)→**福祉型障害児入所施設(旧ろうあ)**
- ·医療型障害児入所施設(旧肢体不自由児施設)→**医療型障害児入所施設(旧肢体)**
- ·医療型障害児入所施設(旧重症心身障害児施設)→医療型障害児入所施設(旧重心)

#### 2 分野別チェックリスト

分野	No.	チェック	サービス種別	チェック事項	根拠通知	補足
	1		訪問入浴介護	利用者調査の対象を「少なくとも六ヶ月の期間を設け、その期間内の利用者全員」としているか。また、二百名を超える場合は、二百名を任意抽出して対象としているか。	27財情報 第1655号4	
	2		福祉用具貸与	利用者調査の対象を「給付管理の対象となっている登録者全員」としているか。また、二百名を超える場合は二百名を任意抽出して対象としているか。	27財情報	○サービスごとに定まっている「調査対象」
高	3		居宅介護支援	利用者調査の対象を「給付管理の対象となっている登録者全員」としているか。	27財情報 第1655号4	については、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表5のとおり。
輸	4		<ul><li>・通所介護【デイサービス】</li><li>・地域密着型通所介護</li><li>・小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)</li><li>・看護小規模多機能型居宅介護</li></ul>		27財情報 第1655号4	
	5		短期入所生活介護【ショートステイ】		27財情報 第1655号4	
	6		認知症対応型共同生活介護【認知症 高齢者グループホーム】(介護予防含む)	利用者調査は、利用者本人に対し「場面観察方式」、家族等に対し 「共通評価項目による調査(アンケート方式)」を行っているか。		○あらかじめ場面観察方式を実施するサービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表5のとおり。

分野	No.	チェック	サービス種別	チェック事項	根拠通知	補足
	7		·多機能型事業所 ·障害者支援施設 ·障害児多機能型事業所		·27財情報	○多機能型事業所、障害者支援施設、障害児多機能型事業所、障害児多機能型事業所、障害児多機能型事業所(主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児)が実施しているサービス
	8		・障害児多機能型事業所(重心または 肢体)	その事業者が今年度実施するサービスが確定した後に、評価の契 約を行っているか。	O = 11 L + 411	は、27財情報第1655号「平成28年度東 京都福祉サービス第三者評価の評価手法 について(通知)」別表1(1)のとおり。
	9			評価契約締結後、フィードバックまでに緊急の事情により実施が終了したサービスがある場合、フィードバック時点の提供サービスを 評価対象サービスとしているか。	·26財情報 第1595号4	
	10			利用者調査の対象を「少なくとも一ヶ月の期間を設け、その期間内 の利用者全員(実数)」としているか。	27財情報 第1655号4	
障害	11		·生活介護 ·自立訓練(機能訓練) ·自立訓練(生活訓練) ·宿泊型自立訓練 ·就労移行支援 ·就労継続支援A型 ·就労継続支援B型 ·多機能型事業所	利用者調査の対象を「登録者全員」としているか。	27財情報 第1655号4	○サービスごとに定まっている「調査対象」 については、27財情報第1655号「平成28 年度東京都福祉サービス第三者評価の評 価手法について(通知)」別表5のとおり。
	12		共同生活援助(グループホーム)		27財情報 第1621号1	
	13		共同生活援助(グループホーム)	同一の事業所番号で、複数のユニットが設置されている場合は、ユニットごとに利用者調査の集計が可能となるように、アンケート用紙にユニット名記載欄を設ける等、調査票等を工夫して実施しているか。	27財情報	
	14		共同生活援助(グループホーム)		27財情報 第1621号3 (1)	
	15			現地調査するユニットは、評価機関が主体となり以下の項目を全て 考慮して選定しているか。 ①ユニットごとの特徴(通過型・滞在型ユニット、旧ケアホーム等) ②前回の評価で現地調査していないユニット ③利用者調査の結果	27財情報 第1621号3 (2)	

分野	No.	チェック	サービス種別	チェック事項	根拠通知	補足
	16		共同生活援助(グループホーム)	「現地調査したユニット名」と、その「選定理由」を、評価結果報告書 にて機構に報告しているか。	27財情報 第1621号3 (2)	
	17		  共同生活援助(グループホーム) 	利用者調査をアンケート方式で実施した場合は、報告書提出の際 に、アンケート用紙の様式のサンプルも併せて推進機構に提出して いるか。	27財情報 第1621号4	
障害	18		・生活介護(重心) ・児童発達支援センター ・児童発達支援センター(重心または 肢体) ・医療型児童発達支援センター(重心または 肢体) ・児童発達支援事業 ・児童発達支援事業 ・児童発達支援事業 ・児童発達支援事業(重心または肢体) ・放課後等デイサービス(重心または 肢体) ・障害児多機能型事業所(重心または 肢体) ・障害児多機能型事業所(重心または しないまたは を高祉型障害児入所施設(旧知的) ・福祉型障害児入所施設(旧ろうあ) ・医療型障害児入所施設(旧重心)	評価を行う前には、「とうきょう福祉ナビゲーション」第三者評価ページ内の「評価機関掲示板」に掲載された一覧を見て、当該事業所のサービス種別を確認しているか。	•26財情報 第1595号5 •26財情報 第1596号5	
	19		・生活介護(重心) ・児童発達支援センター(重心または 肢体) ・医療型児童発達支援センター(重心 または肢体) ・児童発達支援事業(重心または肢 体) ・放課後等デイサービス(重心または 肢体)	一体的評価を行う事業所を評価する際、その事業者が今年度実施 するサービスが確定した後に、評価の契約を行っているか。	•26財情報 第1595号4 •26財情報	
	20		・障害児多機能型事業所(重心または 肢体) ・福祉型障害児入所施設(旧知的) ・福祉型障害児入所施設(旧自閉) ・福祉型障害児入所施設(旧ろうあ) ・医療型障害児入所施設(旧肢体) ・医療型障害児入所施設(旧重心)	一体的評価を行う事業所の評価契約締結後、フィードバックまでに 緊急の事情により実施が終了したサービスがある場合、フィード バック時点の提供サービスを評価対象サービスとしているか。	第1596号4	

分野	No.	チェック	サービス種別	チェック事項	根拠通知	補足
	21		・生活介護(重心) ・児童発達支援センター(重心または 肢体) ・医療型児童発達支援センター(重心 または肢体) ・児童発達支援事業(重心または肢 体) ・放課後等デイサービス(重心または 肢体) ・障害児多機能型事業所(重心または 肢体)	一体的評価を行う事業所を評価する際、利用者調査は、当該事業 所が実施しているすべてのサービスの共通評価項目を取り込んで 行っているか。		
障害	22		<ul><li>・児童発達支援センター</li><li>・児童発達支援事業</li></ul>	利用者調査の対象を「保護者等」としているか。		○サービスごとに定まっている「調査対象」 については、27財情報第1655号「平成28 年度東京都福祉サービス第三者評価の評 価手法について(通知)」別表5のとおり。
	23		・生活介護(重心) ・児童発達支援センター(重心または 肢体) ・医療型児童発達支援センター(重心 または肢体) ・児童発達支援事業(重心または肢 体) ・放課後等デイサービス(重心または 肢体) ・障害児多機能型事業所(重心または 肢体) ・福祉型障害児入所施設(旧知的) ・福祉型障害児入所施設(旧旬閉) ・電療型障害児入所施設(旧重心)	利用者調査について、利用者本人に対し「場面観察方式」、家族等に対し「共通評価項目による調査(アンケート方式)」を行っているか。	27財情報 第1655号4	○あらかじめ場面観察方式を実施するサービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表5のとおり。

分野	No.	チェック	サービス種別	チェック事項	根拠通知	補足
子ども家庭婦人保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保護・保	24		・認可保育所 ・認定こども園 ・認証保育所A型・B型	利用者調査の対象を「保護者等」としているか。		○サービスごとに定まっている「調査対象」 については、27財情報第1655号「平成28 年度東京都福祉サービス第三者評価の評 価手法について(通知)」別表5のとおり。
	25		母子生活支援施設	利用者調査の対象を「母親」と「児童」両方としているか。	27財情報 第1655号4	○サービスごとに定まっている「調査対象」 については、27財情報第1655号「平成28 年度東京都福祉サービス第三者評価の評 価手法について(通知)」別表5のとおり。
	26			利用者調査は、利用者本人に対し「場面観察方式」、家族等に対し 「共通評価項目による調査(アンケート方式)」を行っているか。	第1655号4	○あらかじめ場面観察方式を実施するサービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表5のとおり。
	27		乳児院	「共通評価項目による調査」の対象は「少なくとも一ヶ月の期間を設け、その期間内の初回に面接に訪れた人全員」としているか。		○サービスごとに定まっている「調査対象」 については、27財情報第1655号「平成28 年度東京都福祉サービス第三者評価の評 価手法について(通知)」別表5のとおり。
	28		宿所提供施設	利用者調査の対象を「主に世帯主を対象とする世帯ごとの調査」としているか。		○サービスごとに定まっている「調査対象」 については、27財情報第1655号「平成28 年度東京都福祉サービス第三者評価の評 価手法について(通知)」別表5のとおり。

### (参考) 用語の定義について

No.	用語	定義
1	共通評価項目	東京都の福祉サービス第三者評価において、評価機関が必ず取り込まなくてはならない項目であり、東京都福祉サービス評価推進機構 (以下「機構」という。)が年度ごとに評価対象福祉サービスと併せて別に定めるものをいう。
2	利用者調査	共通評価項目について評価機関が利用者に対して行うアンケート又は聞き取り等の方法や利用者と職員のかかわりの場面から利用者の 様子を浮かび上がらせる方法を用いて、利用者のサービスに対する意向や満足度を把握する手法をいう。
3	事業評価	評価機関が共通評価項目を用いて、事業者による自己評価等の分析及び訪問調査等により、組織体としてのマネジメント力や現在提供されているサービスの質を評価する手法をいう。
4	標準項目	東京都内の福祉サービス事業者が、福祉サービスの質の向上を図る観点から、標準的に実施していることが必要であると認められる事項、又は実施するためのしくみ(取り組み)があることが必要であると認められる事項であり、事業評価の評価項目を評価するための基準となる項目をいう。標準項目は共通評価項目に含まれる。
5	合議	機構が定めた人数以上の全評価者が訪問調査前後に討議し、各々の分析結果に基づき評価チームとしての意見、結果などの調整を行うことをいう。
6	フィードバック	訪問調査実施後、評価機関が事業者に評価結果を報告し、その結果を双方で確認したうえで合意することをいう。
7	一貫して	「一貫して」とは、利用者調査の実施から評価結果報告書の作成まで関与することを意味する。従って、少なくとも利用者調査開始時(調査票配付時)までには、当該事業者を評価する3人(又は2人)以上の評価者が決定されていなければならない。
8	経営層(運営管理 者含む。)	原則として直接事業者の経営・運営に責任を負っている施設長、事務長、各部門の長等重要事項を決定する権限を有するメンバーをいう。